

2010年7月14日

各位

会社名 株式会社イチネンホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 黒田 雅史  
(コード番号 9619 東証・大証1部)  
問合せ先 社長室 長岡本 和人  
(TEL. 06-6309-7890)

「内部統制システムの基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、2010年7月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は法令、定款、株主総会決議、取締役会規程その他関連規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - (2) 取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程その他関連規程に従い、職務を執行する。
  - (3) 行動基準として「企業倫理綱領」を定め、周知徹底を図るとともに、企業倫理遵守のための体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書及び情報の記録は、法令及び文書管理規程その他関連諸規程に基づき、適切に保管、管理し、必要に応じて運用上の見直しを行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、リスク管理に関する規程を整備し、リスクに関する管理を円滑に行うとともに、内部統制の重要性について啓蒙に努める。
  - (2) グループ全体のリスク管理のために、「コンプライアンスリスクマネジメント委員会」を組織し、重要なリスクについては社長、取締役会、監査役へ報告される体制を整備する。
  - (3) 監査室は、「グループ内部監査規程」に基づき、内部監査を実施し、必要に応じて監査方法の見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、十分な議論を通じて経営上の意思決定を行う。
  - (2) 取締役会は、社内の組織、権限及び責任を規程集等に定め、明確化する。
  - (3) 年度計画及び中期経営計画の進捗に関しては、毎月「グループ予算委員会」において報告、討議することとし、取締役会へ報告する。
  - (4) 当社は、執行役員制度を導入することにより、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、効率的な意思決定を行う体制を構築する。
  
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、行動基準として定めた「企業倫理綱領」及びコンプライアンス関連諸規程に従い、企業倫理の遵守を徹底する体制を構築する。
  - (2) 不正、倫理に反する行為については、「グループ内部通報細則」に従い、顧問弁護士他を窓口とする相談・通報窓口を開設し、問題点の早期発見と未然防止を図るための体制を整備する。
  - (3) 取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について、定期的に取り締役又はコンプライアンスリスクマネジメント委員から、提言、報告を受けるとともに、監査室から内部監査の結果について適時適切に報告を受け、経営施策に反映させる。
  
6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社は、関係会社管理規程を整備し、定期的な見直しを行うとともに、関係会社統括部門を中心とした関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体の業務の適正を確保する。
  - (2) 当社は、当社グループ全体としての業務の適正性と効率性を確保するために必要な規程を、グループ共通の規程として整備し、必要に応じて運用上の見直しを行う。
  
7. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
  - (1) 監査役が必要とした場合は、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置くことができる。
  - (2) 監査役スタッフに関する人事は、監査役会の同意を必要とし、監査役スタッフは業務執行に係る役職を兼務しない。
  
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は、取締役会、グループ予算委員会その他重要会議に出席し、業務執行の監査

- を行う。
- (2) 監査役は法令に従い、取締役及び執行役員から担当業務の執行状況について、報告を受ける。
  - (3) 取締役は、当社グループにおける重大な法令違反、コンプライアンスにおける重大な事実を発見した場合には、遅滞なく監査役へ報告する。
  - (4) グループ内部通報システムによる通報状況は、定期的又は監査役の求めに応じて報告する。
9. その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会への出席のほか、代表取締役、取締役並びにグループ会社役員と定期的に意見交換を行う。
  - (2) 監査役は、会計監査人及び監査室と連携し、それぞれ定期的に意見交換を行う。

以上